

2020年9月16日

株主各位

東京都渋谷区道玄坂一丁目16番3号
ログリー株式会社
代表取締役 吉永 浩和

株式分割に関する基準日設定公告

当社は、2020年9月10日開催の取締役会において、2020年10月1日（木曜日）付をもって当社普通株式1株を2株に分割することを決議いたしました。つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を2020年9月30日（水曜日）と定めましたので公告いたします。

なお、上記株式分割に伴い、会社法第184条第2項の定めに基づき、2020年10月1日（木曜日）付をもって、当社定款第6条に定める発行可能株式総数を6,150,000株から12,300,000株に変更することを併せて決議いたしましたのでお知らせいたします。

以上

お知らせ及びご注意

- 株式の分割後のご所有株式に関するご案内は、2020年10月下旬にお届出ご住所にお送り申し上げる予定でございます。
- 2020年10月1日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- (1) 住所変更、改姓名、単元未満株式の買取請求などの各種手続は、お取引口座のある証券会社等でお手続をお願いいたします。
(2) 特別口座に関する各種手続は、下記の口座管理機関にお申し出ください。
特別口座管理機関 三菱UFJ信託銀行株式会社
〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
0120-232-711（通話料無料）